

生活道路等整備要望書作成に関する手引き

栃木市

生活道路等整備に関する要望について

1. はじめに

これまで、市に提出していただいている生活道路等の整備に関する要望書の様式は、定められておらず、添付書類についても様々でした。

平成26年4月に岩舟町が合併し、新市として新たな出発をしたことを機に、生活道路等の整備に関する要望書の様式を統一するため、本手引きを作成しました。

具体的な要望事項についての対応は、別添「生活道路等整備に関する要望の取扱いについて」のとおりとさせていただきます。

この中で、幅員5m以上の道路の新設や拡幅等の要望につきましては、平成25年度から「栃木市道路整備路線評価基準」に基づき評価し、原則として評価の高いものから順次事業化し整備することといたしました。

5m未満の道路整備については整備の対象外となっておりますが、事前相談の中で待避所の設置等のご案内もさせて頂いております。また、側溝整備や橋りょう架替等については、道路整備路線評価委員会の対象外となりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

現在、要望箇所数が多くこれに必要な予算に限りもあることから要望書の提出から事業着手まで時間を要しており、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

今後も早期整備に向け鋭意努力してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2. 概 要

○生活道路等の整備に関する要望は、市役所本庁道路河川整備課までご相談ください。

○要望者（代表者）は、原則的に自治会長となります。

※その他学校関係者等で要望する場合は適宜ご相談ください。

○要望書の提出先は、本庁道路河川整備課になります。

○要望内容によって異なりますが要望に関する提出書類は以下のとおりとします。

- ① 生活道路等整備に関する要望書 ······ 様式 1
- ② 要望者一覧 ······ 様式 2
- ③ 要望内容 ······ 様式 3
- ④ 位置図（A4サイズ・1/10, 000程度）
- ⑤ 平面図（A4サイズ・1/2, 500程度 ※住宅地図可）

※位置図と平面図につきましては、各地域の建設関係課でも作成いたします。

- ⑥ 現況写真
- ⑦ 関係地権者同意書 ······ 様式 4
- ⑧ 事業関係者同意書 ······ 様式 5

3. 要望書の取扱いについて

様々な内容の要望書が出されますが、これら要望書が提出されてから整備までの流れは、別添「生活道路等の整備に関する要望の取扱いについて」のとおりとなります。

4. 要望書の作成

記入例を参考に作成してください。

5. その他、道路の陥没や、側溝の破損など緊急を要する場合

市では職員による道路パトロールなどにより危険個所の早期発見と迅速な対応に努めておりますが、市民の皆様からの情報についても速やかに対応できるよう努めておりますので、地域ごとに下記までご連絡ください。

- ・栃木、都賀、西方地域：道路河川維持課 道路河川維持第1係 21-2408
- ・大平、藤岡、岩舟地域：道路河川維持課 道路河川維持第2係 21-2773

6. 要望書に関する相談、お問合せについては下記までご連絡ください。

- ・道路河川整備課 TEL 21-2401